

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	小 林 直 樹
加古川市監査委員	大 野 恭 平

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項及び加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

防災部（防災対策課）、総務部（総務課、人事課、職員課、管財課、契約検査課）、福祉部（高齢者・地域福祉課、法人指導課、生活福祉課、障がい者支援課、介護保険課）、議会事務局（議事総務課）において、令和5年度から6年度に執行された事務事業を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和6年10月18日から令和6年12月24日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業について、指摘すべき事項は見受けられなかった。